

政令第 号

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）第四十九条、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十六条第一項第一号、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三十八条第二項第九号、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十六条の二第一項（同法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第一項並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第三十八条第二項第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（研修の実施方法）

第九条 法第四十九条の規定による研修の実施は、次に掲げるところによるものとする。

一 研修の内容は、不動産の鑑定評価に関する法令及び実務その他鑑定評価等業務に必要な知識及び技能に関するものとする。

二 二年間の研修時間の合計は、十五時間以上とすること。

三 研修の講師は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

四 法第四十八条の規定による届出をした社団又は財団の構成員又は職員である不動産鑑定士及び不動産鑑定士補以外の不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対しても受講の機会を適正に確保すること。

五 研修を実施する日時及び場所その他研修の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

(国土利用計画法施行令の一部改正)

第二条 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「都市計画区域」を「公示区域」に改める。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号ハ中「不動産の鑑定評価」を「不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二条の三に規定する鑑定評価等業務」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号中「以下次号」を「次号」に、「、第四号、」を「及び第四号並びに」に改め、同号ハ中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二条の三に規定する鑑定評価等業務をいう。以下同じ。)」に改める。

第三十四条第三号ハ及び第四十九条第一項第三号ハ中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号ハ中「不動産の鑑定評価」を「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）第二条の三に規定する鑑定評価等業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三
 条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定（不動産取引の円滑化のための地価公示法
 及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によるこ
 ととされる場合を含む。）により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄
 に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にか
 かわらず、なお従前の例による。

資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第九号	第三条の規定による改正後の資産の流動化に關する法律施行令第四条第四号ハ
投資信託及び投資法人に関する法律第十六条の二第一項（同法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第一項	第四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十二條第三号ハ、第三十四條第三号ハ及び第四十九條第一項第三号ハ
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律	第五条の規定による改正後の資産の流動化に關

等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第八号	する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令第四条第三号ハ
--	---

理 由

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産鑑定士等の団体による研修の実施方法を定める等所要の規定を整備する必要があるからである。